

令和7年度の建設工事等に係る入札・契約制度の見直しについて

最低制限価格制度の運用開始および 低入札調査実施制度における価格失格判定基準額の見直しについて

南房総市では、ダンピング受注対策の更なる徹底と公共工事等の品質確保を図るため、令和7年4月1日以降の建設工事等の入札案件について最低制限価格制度の運用を開始します。また、低入札調査実施制度における価格失格判定基準額の見直しについても併せて実施します。

- 適用 令和7年4月1日以降に南房総市建設工事等入札審査会に諮る案件。
ただし、4月1日以前であっても令和7年度予算（債務負担を設定したものを含む。）により事業を執行するもの。
- 対象 入札を執行する案件で、災害復旧事業は除く。
建設工事は、予定価格130万円超5,000万円未満の案件
測量、調査、設計等の業務委託は予定価格50万円超の案件
- その他 最低制限価格の公表は事後公表とする。

低入札調査実施制度における価格失格判定基準額の見直し

これまで、「予定価格が1億5,000万円以上でかつ特殊な工法を採用する場合適用」としているものを「予定価格5,000万円以上の全ての建設工事を対象とする。」に改正しました。

南房総市建設工事等入札規則

(落札者の決定)

第6条第2項 前項の最低制限価格は、予定価格の3分の2を下らない範囲で市長の定める額とする。ただし、測量、調査、設計等の業務委託(地質調査に係るものを除く。)については、予定価格の100分の60を下らない範囲で市長の定める額とする。

別紙

南房総市建設工事等契約事務取扱規程(最低制限価格)第7条

別表第1(第7条関係)

種別	最低制限価格の基準となる額	上限割合	下限割合
建設工事	次に掲げる額の合計額 (1) 直接工事費の額(直接工事費、直接製作費、機器単体費、処分費等)に100分の97を乗じて得た額 (2) 共通仮設費の額(共通仮設費、間接労務費等)に100分の90を乗じて得た額 (3) 現場管理費の額(現場管理費、工場管理費、据付間接費、設計技術費、機器間接費等)に100分の90を乗じて得た額 (4) 一般管理費等の額に100分の68を乗じて得た額	100分の92	100分の75
土木関係の建設 コンサルタント業務	次に掲げる額の合計額 (1) 直接人件費の額 (2) 直接経費の額 (3) その他原価に100分の90を乗じて得た額 (4) 一般管理費等に100分の50を乗じて得た額	100分の81	100分の60
建築関係の建設 コンサルタント業務	次に掲げる額の合計額 (1) 直接人件費の額 (2) 特別経費の額 (3) 技術料等経費に100分の60を乗じて得た額 (4) 諸経費に100分の60を乗じて得た額	100分の81	100分の60
測量業務	次に掲げる額の合計額 (1) 直接測量費の額 (2) 測量調査費の額 (3) 諸経費に100分の50を乗じて得た額	100分の82	100分の60
地質調査業務	次に掲げる額の合計額 (1) 直接調査費の額 (2) 間接調査費に100分の90を乗じて得た額 (3) 解析等調査業務費に100分の80を乗じて得た額 (4) 諸経費に100分の50を乗じて得た額	100分の85	3分の2
補償関係 コンサルタント業務	次に掲げる額の合計額 (1) 直接人件費の額 (2) 直接経費の額 (3) その他原価に100分の90を乗じて得た額 (4) 一般管理費等に100分の50を乗じて得た額	100分の81	100分の60